京都市地球温暖化対策推進委員会の概要

参考資料１

＜委員会の設置目的＞ ※設置要綱は参考資料２参照

脱炭素社会の実現に向けた中長期的な目標及び課題解決に向けた取組の提案等を行うこと
並びに条例第７３条の規定による施策の評価及び見直しを行うために設置する。

＜委員会の設置根拠＞ ※条文等は参考資料２参照

(1)　京都市環境基本条例第３４条に基づく審議会の規則第３条に規定する審議会の部会
(2)　京都市地球温暖化対策条例第７３条に規定する施策の実施状況の評価及び見直しを行うために意見を聴くもの

京都市地球温暖化対策条例
第７３条　条例に基づく施策の評価及び見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

京都市環境基本条例
第３４条　市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，市長に対し意見を述べるため，審議会を設置

京都市環境審議会
審議会規則第３条
審議会は，特別の事項を調査し，及び審議させるため，部会を設置

京都市地球温暖化対策推進委員会
【京都市環境審議会の部会】
脱炭素社会の実現に向けた中長期的な目標及び課題解決に向けた取組の提案等を行うこと並びに施策の評価及び見直しを行う。

【京都市環境審議会の部会】
・環境基本計画評価検討部会
・生物多様性保全検討部会
・京都環境賞選考部会